

高血圧・脂質異常症・糖尿病にて通院中の患者様へ

～特定疾患管理料から生活習慣管理料へ移行について

重要なお知らせ～

いつも当院をご利用いただきありがとうございます。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門歴・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

当院は従来から生活習慣病対策に力を入れており、医師による診察・投薬だけでなく、看護師による生活指導・食事指導、検査技師による動脈硬化検査など多職種連携による生活習慣病のトータルケアを目指してきました。

本改定に伴い、令和6年(2024年)6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で「特定疾患管理料」を算定していた方は「生活習慣病管理料」へ移行することが必要となりました。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名(サイン)をいただく必要がありますので、どうかご協力の程よろしく申し上げます。

参考例)

現行	月1回目	月2回目		改定後	月1回目	月2回目
再診料	73点	73点	⇒	再診料	75点	75点
外来管理加算	52点	52点		外来管理加算	0点	0点
特定疾患療養指導管理料	225点	225点		生活習慣病管理料	333点	0点
特定疾患処方箋加算料	66点	0点		特定疾患処方箋加算料	0点	0点
負担金額合計				負担金額合計		
1割	420円	350円	1割	410円	80円	
3割	1,260円	1,050円	3割	1,220円	240円	

お会計はこれまで通り、診療内容・検査内容によって上下いたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、国の指針に則り、患者様には初回のみ『療養計画書』への署名(サイン)を看護師や事務スタッフからご依頼いたしますので、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

医療法人社団 渡辺内科医院

院長